

新型コロナウイルス感染症にともなう登校停止措置のガイドライン 210404

湘南工科大学新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 本人の感染：PCR 検査で陽性が確認された場合
(ア)担当医あるいは保健所等によって、他者に感染させる危険がないと判断されるまでの期間は登校停止とする。
2. 本人の感染疑い 1：発熱、咳、倦怠感、呼吸困難、味覚障害、嗅覚障害などの自覚症状がある場合
(ア)かかりつけ医あるいは居住地の相談窓口等に相談し、受診や検査によって感染の可能性が無いと判断され、症状が治まるまでの間は、登校停止とする。
3. 本人の感染疑い 2：感染者の濃厚接触者に認定された場合
(ア)保健所等からの指示による行動制限期間は、登校停止とする。
4. 本人の感染疑い 3：同居の家族など身近な人の感染が強く疑われている場合
(ア)本人に対しても保健所等から行動制限の指示や要請があったときは、それに基づいて必要と判断される期間を登校停止とする。
5. 海外からの帰国者
(ア)定められたルールによる待機期間は、登校停止とする。
6. 公的な措置：居住する地域がロックダウンの対象となるなど
(ア)居住する自治体の長から発出された行動制限の指示要請に、本学への登校が含まれるものと判断された場合は、登校停止とする。
7. その他
(ア)上記以外の理由により、医師や専門機関等からの明確な指示によって外出等を控える必要があるとされた場合は、登校停止とする。

※補足：登校停止にともなう対面授業欠席に関する扱い

- 上記項目のいずれかに該当する場合は、受講している対面授業の欠席を公に認め、担当教員の責任で相応の学修補填をおこなうものとする。
- 一方で、以下のような理由で登校を自粛したい旨の相談があった場合は、個別の事情をコロナ対策本部で確認の上、対応を検討する。
 - 自身の持病あるいは健康不安等。
 - 同居の家族等の事情や健康不安等。
 - その他の個人的な事情。

以上